

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所
2020年度 パフォーマンス向上会議情報(2020年10月6日(火)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年10月6日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【1号機原子炉格納容器ガス管理設備長半減期希ガス(クリプトン85)濃度の誤記について】 当直員が1号機運転日誌を確認していたところ、9月30日11時の原子炉格納容器ガス管理設備長半減期希ガス(クリプトン85)濃度の記録データに誤り(誤:8.66E-02/正:9.06E-02)があることを確認。 当該データは、当社ホームページのプラント関連パラメータにデータを公開しており、そのデータにも同様に誤りがあることを確認。 誤データより正データの方が高い数値であるものの、プラントの安全性や環境への影響を与えるものではないと判断。 当社ホームページ上の値については、訂正済み。 今後、原因調査と再発防止策を検討する。</p>	G II	9月30日
2	<p>【ろ過水純水設備 ろ過水槽の水位計の指示値不良について】 ろ過水純水設備 前処理設備が停止状態にもかかわらず、ろ過水槽の水位計の指示値に不自然なふらつきや変動が生じていることを協力企業作業員が確認した。 また、ろ過水槽に漏えいは確認されなかった。 ろ過水槽の水位計の指示値が不安定な状態にあることから、前処理設備の運転、およびろ過水槽からろ過水タンクへの水の補給を見合わせた。 当社保全部門にて、水位計の点検・調整を実施し、指示値が計器精度内に入り、正常な状態に復帰できたことから、10月5日より、ろ過水槽の前処理設備の運転ならびに、ろ過水槽からろ過水タンクへの補給を再開した。</p>	G III	9月30日
3	<p>【当社社員の電子線量計の一時不携帯について】 当社社員が管理対象区域内作業を終了し、入退域管理棟で退域処理を行う際、電子線量計の不携帯に気付いた。 原因は、作業終了後に免震重要棟で電子線量計を返却しており、免震重要棟から退出する際、電子線量計の借用を失念したものと推定。 電子式線量計の一時不携帯区間について線量評価を実施する。 今後、再発防止対策を検討する。</p>	G III	9月30日